平成２４年（フ）第５８２号
千葉県八千代市大和田新田15番地高津団地１街区９棟307号
債務者　小島健太郎
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５８３号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地１街区９棟307号
債務者　小島　　愛（旧姓塚越）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６３２号
千葉県船橋市藤原３丁目９番24号
債務者　磯崎　愛子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３５号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津1000番地
債務者　伊藤　久子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
長野県上田市富士山2886番地１、前住所長野県上田市緑が丘３丁目11番18号
債務者　竹花　良二
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第７０号
長野県千曲市大字磯部695番地　グランエスポワールオカモトＡ101、前住所長野県埴科郡坂城町大字坂城10245番地３
債務者　高橋　清美
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第７４号
長野県安曇野市三郷温5091番地１　メゾンハーベスト305号室、住民票上の住所長野県安曇野市三郷温84番地１
債務者　邉見　和子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４６号
長野県茅野市宮川7296番地225　18
債務者　原　　秀吉
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第４７号
長野県茅野市宮川7296番地225　18
債務者　原　とよ子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第４１号
三重県名張市栄町2952番地７　ソマダビル303号
債務者　坂﨑　　忍
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１３５号
三重県四日市市堀木１丁目２番４―101号
債務者　橋本　光敏
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第６号
滋賀県東近江市上南町298番地
債務者　小林　温男
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第９０号
滋賀県彦根市森堂町158番地１
債務者　三澤　正敬
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第９５号
滋賀県彦根市池州町15番４号
債務者　髙杉　昌宏
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２２号
京都府京丹後市峰山町荒山2185番地
債務者　堀江　正弘
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第２８０号
兵庫県加古川市野口町坂井257番地の１サンハイム202号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町稲屋1238番地の38
債務者　月森　資享
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２８６号
兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋207番地の103
債務者　神吉　伸哉
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　神戸地方裁判所姫路支部